

確定申告に利用できる

「国民健康保険の医療費のお知らせ」について

白鷹町国民健康保険に加入されている皆さまに医療機関の受診状況をお知らせし、医療費負担の現状を確認していただくために「国民健康保険の医療費のお知らせ」を送付します。医療費控除（確定申告）の手続きに利用できますので、大切に保管ください。

●記載内容

①医療を受けた方の氏名、医療機関の名称、受診年月

②1年間（令和2年11月～令和3年10月）の医療費の総額および支払った医療費の額

③医療費控除見込額（令和3年中（1月～10月）に医療機関の窓口で支払った額）↑令和3年分の医療費控除のもとになる金額です。

●注意点

・記載内容は、令和3年10月までに受診した分となります。令和3年11月と12月に受診した分がある場合は、領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

・医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

・記載されている「支払った医療費の額」と実際に支払った額が異なる場合があります。（例：高額療養費などの払い戻しを受けた場合・医療費助成等を受け付けた場合・医療機関への支払いが完了していない場合等）。この場合は、ご自身で額を訂正していただく必要があります。

・別途、ハガキで通知している「医療費通知」は、確定申告に必要な要件を満たしていないため、医療費控除の手続きには利用できません。

●**発送時期** 令和4年1月下旬
※世帯主宛てに郵送します。

お知らせが届いたら、確定申告まで大切に保管しましょう



医療費節約のために医療と薬と

正しくつきあいましょう！

1. かかりつけ医を持ちましょう

日ごろから受診することで病歴や体質なども継続して把握してもらえるので、より適切な対応をしてもらえます。

2. 重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診は、その度に医療費がかかり、そのつど初診料がかかり、検査や投薬、注射などを繰り返すことにより身体への負担や副作用も心配されます。不安なことや疑問点があるときには、納得がいくまで医師に相談しましょう。

※信頼できるかかりつけ医を持ち、大病院やほかの専門医にかかる場合は紹介状をもらうようにしましょう。

3. 診療時間内に受診しましょう

休日や夜間など診療時間外に受診すると、通常の料金のほかに時間外の割増料金がかかります。

乳幼児の場合は軽い症状でも、昼間の診療時間内に受診しておきましょう。

休日や夜間に子どもが急な病気になったときに心配になるのは当然のことです。判断に迷った場合は「子ども医療電話相談」# 8000へ電話しましょう。（毎日夜7時～翌朝8時まで対応）

4. ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が満了したあとに、新薬と同じ有効成分を持ち、同等の効能があると厚生労働省から認められた薬です。ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分の薬を製造するため、開発費を大幅に抑えることができ、新薬より低価格です。

5. 特定健診・特定保健指導を定期的に受けましょう

病気の早期発見・早期治療につながり、将来かかる医療費を削減できます。

農業所得を申告される方へ



農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

帳簿から収支内訳書を作成し申告してください。収支内訳書により申告書を速やかに作成できます。(申告相談には領収書や帳簿等もご持参ください。)

※平成26年1月から、事業や農業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。町県民税の申告のみの方もすべて対象です。

賃耕料・小作料等支払明細書の提出

賃耕料や小作料の支払いが

あり、控除の対象とされる方は、支払明細書を作成の上、**令和4年1月14日(金)**まで税務出納課町民税係に提出ください。

支払を受ける者	種別	面積等	支払金額	必要経費	所得金額

賃耕料・小作料等支払明細書

《対象となる賃耕料・小作料》
 ①賃耕料：個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。

※機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。

②小作料：農地の賃借料(米などの現物支払いを含む)です。

※JA農地保有合理化事業で

の賃借料は、提出する必要はありません。
 ※支払明細書が必要な方は、税務出納課町民税係にお越しください。

土地改良・水利組合の方へ

土地改良・水利組合に加入の方が、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいたいる組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

忘れずにご確認を！

申告相談の日程について

申告相談の日程は広報しらかた1月17日号でお知らせします。指定された日時をご確認の上、ご来場ください。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係

☎85-6132

税金の大切さについて理解を深める

毎年、11月11日～17日は「税を考える週間」です。この時期に合わせて、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で、小学生から高校生までを対象にした「絵はがき」や「作文」の作品募集が実施され、町内の方々が表彰されましたのでお知らせします。

○小学生の税に関する絵はがきコンクール

- ・長井税務署長賞 菊地咲良 蚕桑小6年
- ・全国女性フォーラム賞 鈴木成美 鮎貝小6年

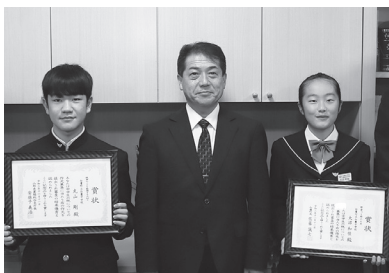
○中学生の税についての作文

- ・山形県置賜総合支庁長賞 丸山 剛 白鷹中1年
- ・税金のことを勉強する大切さ」 題名「税金のこと」 大沼和佳 白鷹中2年
- ・白鷹町長賞
- ・税金つて何のため」 題名「税金つて何のため」

○税に関する高校生の作文

- ・山形県置賜総合支庁長賞 竹田 滯 長井高校2年
- ・題名「税の問題」 (敬称略)

今回、白鷹中学校からの作文の応募は40点を超えており、税金に対する意識の高まりが感じられます。引き続き、租税の意義や役割について理解を深めることで、地域全体の納税意識の向上につながることを期待されます。受賞された皆さん誠におめでとうございます。



左から丸山さん、赤間校長、大沼さん